

**豊中市立市民公益活動支援センター運営業務に係る  
企画提案実施要領**

令和4年（2022年）8月

豊中市 市民協働部 コミュニティ政策課

## 1 実施目的

豊中市は平成 16 年（2004 年）、市民公益活動（＝ボランティア活動や NPO 活動、自治会等の地域団体が行う地域活動など、市民の自主的な社会貢献活動）を推進するために、市民公益活動推進条例を施行しました。市民公益活動を活発にすることにより、市民、事業者、行政が「協働とパートナーシップ」のもとでそれぞれの力を発揮し、より良い豊中のまちをつくっていくことをめざしています。

市では、豊中市市民活動情報サロンを平成 13 年（2001 年）7 月に、阪急豊中駅舎内（北改札口前）に設置し、市内の市民公益活動の推進を図ってきました。令和 5 年（2023 年）2 月、豊中市庄内コラボセンター（庄内幸町）に、豊中市市民活動情報サロンの機能を移転し、市民公益活動を推進するための公の施設として、豊中市立市民公益活動支援センターを開設します。

その運営は、行政が単独で実施するのではなく、市民公益活動の経験や専門性、情報・人材のネットワーク等をもつ市民公益活動団体に委託することで、ニーズに柔軟に対応し、より効果的に事業を展開するため、仕様書に掲げる事業をより適正に履行ができる団体を選定するにあたり、企画提案募集を行います。

## 2 業務概要

### (1) 業務名称

豊中市立市民公益活動支援センター運営業務

### (2) 業務の内容

別紙『豊中市立市民公益活動支援センター運営業務仕様書』による。

### (3) 委託業務期間

令和 5 年(2023 年)2 月 1 日から令和 8 年(2026 年)3 月 31 日まで

※上記の契約期間は業務の実施状況が良好であると認められる場合。

※令和 5 年度（2023 年度）以降については、予算の議決が前提となる。

### (4) 提案上限額

令和 4 年度(2022 年度)は 3,668 千円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

令和 5 年度(2023 年度)から令和 7 年度(2025 年度)は年額 22,003 千円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。※ただし、令和 5 年度(2023 年度)から令和 7 年度(2025 年度)の予算については変更の可能性あり。

## 3 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たす者とする。なお、企画提案書提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条

による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理を命ぜられていない者であること。

- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (5) 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例(平成 25 年豊中市条例第 25 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)に該当しないこと。
- (6) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置(本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで)を受けていないこと。
- (7) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。

#### 4 日程

- |      |                  |   |
|------|------------------|---|
| (1)  | 実施要領の公表          | 令和 4 年(2022 年)8 月 10 日(水)<br>市ホームページに掲載                           |
| (2)  | 提案参加申込書及び質問書受付開始 | 令和 4 年(2022 年)8 月 10 日(水)   |
| (3)  | 提案参加申込書の提出期限     | 令和 4 年(2022 年)8 月 24 日(水)17 時 (必着)                                |
| (4)  | 質問書の提出期限         | 令和 4 年(2022 年)8 月 24 日(水) 17 時 (必着)                               |
| (5)  | 質問書への回答          | 令和 4 年(2022 年)8 月 31 日(水)   |
| (6)  | 提案参加辞退届の提出期限     | 令和 4 年(2022 年)9 月 14 日(水) 17 時 (必着)                               |
| (7)  | 企画提案書等の提出期限      | 令和 4 年(2022 年)9 月 14 日(水) 17 時(必着)                                |
| (8)  | 第一次審査(書類審査)      | 令和 4 年(2022 年)9 月 27 日(火)<br>※応募事業者が 5 者を超える場合のみ実施                |
| (9)  | 第二次審査(プレゼンテーション) | 令和 4 年(2022 年)10 月 14 日(金)<br>※当日の時間・場所等は、第一次審査終了後、第一次審査の合否とともに通知 |
| (10) | 審査結果の通知予定日       | 令和 4 年(2022 年)11 月上旬予定  |
| (11) | 契約の締結            | 令和 4 年(2022 年)12 月初旬予定  |

#### 5 参加申し込み手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記のとおり手続きを行うこと。

- (1) 提出書類  
提案参加申込書(様式第 1 号)

- (2) 提出部数  
正本1部を提出すること。
- (3) 内容  
必要事項を記入し、押印すること。
- (4) 提出方法  
「15 事務局(提出先)」へ持参(月～金曜日(祝祭日は除く)9時～17時)又は郵送による。郵送により提出する場合は、事務局に対し提出書類の到達について確認すること。
- (5) 提出期限  
令和4年(2022年)8月24日(水)17時まで(必着)  
※提出書類の不足又は提出期限内未到着の場合は、応募(参加)を無効とする。

## 6 質問の方法

本実施要領及び別紙「豊中市立市民公益活動支援センター運営業務仕様書」の内容に不明な点がある場合は、下記のとおり質問を行うこと。

- (1) 様式  
質問書(様式第2号)
- (2) 内容  
質問内容は、提出に必要な事項に限定する。
- (3) 提出方法  
「15 事務局(提出先)」へ電子メールにて提出すること。なお、事務局に対し電話連絡にて質問票の到達について確認すること。  
電子メールの件名は、「豊中市立市民公益活動支援センター運営業務プロポーザルにかかる質問」とする。
- (4) 提出期限  
令和4年(2022年)8月24日(水)17時(必着)
- (5) 回答方法  
令和4年(2022年)8月31日(水)までに、市ホームページに回答を掲載する。

## 7 企画提案書

参加者は、本実施要領及び別紙「豊中市立市民公益活動支援センター運営業務仕様書」に基づき、下記のとおり本案件に関する企画提案書を作成すること。

### (1) 内容

No	提出書類	内容・留意事項	様式
1	事業者の概要		様式第3号
2	企画提案書		様式第4号
3	統括責任者及び担当者 の業務実績調書	・類似業務の実績、内容を記入すること。	様式第5号
4	入札参加停止措置等 状況調書		様式第6号
5	見積書	・本プロポーザルにおける提案の見積価格 ①令和5年2月から令和5年3月までの金額 ②令和5年度から令和7年度までにおける年間 金額	様式第7号
6	参加辞退届		様式第8号

### (2) 企画提案書の注意点

- ① 提出書類の規格はA4判片綴じとする。(横書き、両面で作成)
- ② 提案書の枚数制限はなしとする。
- ③ 文字は10.5ポイント以上とし、フォントは任意とする。
- ④ 表紙には以下の事項を記載すること。

【タイトル】「豊中市立市民公益活動支援センター運営業務企画提案書」

【提案者名】○○○○

【提出年月日】令和4年(2022年)○月○日

- ⑤ 企画提案書のページ下部にはページ番号を付すること。
- ⑥ イラスト、イメージ等の使用も可能とするが、難解な用語の使用、表現は避け、わかりやすい記載に努めること。
- ⑦ 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。

## 8 主な取組みの状況と課題

### (1) 市民公益活動団体への支援等

【取組状況】市民公益活動推進助成金(とよなか夢基金による助成)への初動期の団体の新たな申込みは一定数みられる。また、コロナ禍により活動手法にもオンラインの導入等の変化がみられ、豊中市市民活動情報サロンにおいて、ITサポート対応の取組みを開始した。

【課題】活動の段階(初動期、拡充期等)に合わせた支援や、オンライン対応へのサポートが引き続き必要。

## (2) 協働の推進

【取組状況】条例に基づき設けている協働事業市民提案制度を活用した事業数は年間1～2件程度だが、市と市民団体等との協働事例は増加している。

【課題】市民公益活動団体と行政の協働に関し、団体が行政の課題についての理解を深めることや、行政が市内で活動する市民公益活動団体を知ること等、両者の連携を促進するための働きかけが必要。

## (3) 豊中市市民活動情報サロンの豊中市庄内コラボセンター内への機能移転

【取組状況】市の南部地域の活性化の拠点として整備される豊中市庄内コラボセンター内に、豊中市市民活動情報サロンを機能移転。

【課題】これまでの市民活動情報サロンの成果等をふまえた事業展開、南部地域における多様な主体が相互に連携、協働した活動の推進が課題。市民公益活動団体の活動は市内全域で展開されていることをふまえたアウトリーチ事業の検討実施及び南部地域外の団体の施設活用促進が課題。

## (4) 地域自治の推進に関する取組みについて

【取組状況】8 小学校区で地域自治組織が地域課題の解決をめざし活動中。「地域づくり活動計画」についても、1校区で策定され、現在、1校区で作成中。

【課題】テーマ型団体だけでなく自治会や地域自治組織等の地縁型団体も含めた団体間の連携、協働による地域課題への取組みの推進が課題。

## 9 事業内容に関する留意点

(1) 様式第4号の各項目に提案内容を記載する際に、特に次の事項についての提案を盛り込むこと。

①情報の収集及び提供に関することにおける、市内の市民公益活動団体についての情報の収集及び提供の方法

※現行の豊中市市民活動情報サロンでは、市内の市民公益活動団体に関する情報を「市民公益活動団体情報」として収集し、市ホームページ等で公開。

②SNSによる情報発信の方法

※発信のためのインターネット環境の整備は団体で実施すること。

③市民公益活動団体の活動のオンライン化に関するサポートの方法

④協働の推進に関する支援等の方法（企業や事業者の行うCSRの支援に関する内容を含んで記載すること。）

⑤自治会や地域自治組織等の地縁型団体への支援に関する方法

(2) その他留意点

・相談や講座を行うことに関し、オンラインの活用や活動の現場へ出向くこと等の手法も視野に入れて、豊中市内全域を対象とする施設であることに留意して提案すること。

## ◆参考資料

- ①豊中市市民公益活動推進施策実施状況報告書
- ②豊中市市民公益活動推進条例、同規則
- ③豊中市協働事業市民提案制度実施要綱
- ④豊中市市民公益活動基金リーフレット等
- ⑤豊中市自治基本条例
- ⑥豊中市地域自治推進条例、同規則、地域自治パンフレット
- ⑦(仮称)南部コラボセンター基本構想 概要版
- ⑧豊中市立市民公益活動支援センター条例

## 10 企画提案書等の提出

### (1) 提出方法

「15 事務局(提出先)」へ持参(月～金曜日(祝祭日は除く)9時～17時)又は郵送とする。  
事務局に対し提出書類の到達について確認すること。

### (2) 提出期限

令和4年(2022年)9月14日(水)17時まで(必着)

※提出書類の不足又は提出期限内未到着の場合は、応募(参加)を無効とする。

### (3) 提出部数

- ① 事業者の概要(様式第3号)、企画提案書(様式第4号)、統括責任者及び担当者の業務実績調書(様式第5号):11部(正本1部、副本10部)
- ② その他の書類:正本1部
- ③ ①～②を格納した電子媒体(CD-R又はDVD-R):1部

### (4) 企画提案書等の提出における注意点

- ① 提出書類の分割提出は認めない。また、提出後の提出書類の訂正、追加、及び再提出も認めない。
- ② 提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。
- ③ 提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。ただし、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。  
提出書類はいかなる場合でも返却しない。

## 1.1 選定方法

### (1) 審査方法

- ① 豊中市市民公益活動推進委員会に豊中市立市民公益活動支援センター受託団体審査部会を設置し、審査を行う。
- ② 応募事業者が5者を超えた場合のみ事前に第一次審査(書類審査)を行い、採点順位5位以内の事業者のみプレゼンテーション審査への参加ができるものとする。

- ③ 企画提案書及び企画提案書に基づく第二次審査(プレゼンテーション)評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。
- ④ 第二次審査(プレゼンテーション)の結果、全体配点の 50%未満の提案者は、順位が 1 位の場合であっても優先交渉権者としない。
- ⑤ 得点と同じ場合は、審査部会合議のうえ審査結果を確定する。
- ⑥ 審査結果についての異議は一切認めない。

(2) プレゼンテーション審査

- ① 日時：令和 4 年（2022 年）10 月 14 日(金)を予定。企画提案書に基づいた採点を審査基準に則り行う。

※ 日程、時間等の詳細は、プレゼンテーション審査参加者全てに別途連絡する。

- ② **発表時間：30 分以内(プレゼンテーション 10 分以内、質疑応答 20 分程度)**とする。
- ③ 各プレゼンテーション審査終了後、必要であれば意見交換を委員同士で行う。この意見交換後の点数変更は可能とする。
- ④ 2 提案者毎に 5 分間休憩時間を設ける。
- ⑤ 全提案者のプレゼンテーションが終了次第、各提案者の点数を確定し、優先交渉権者を確定する。
- ⑥ プレゼンテーションの順序は、企画提案書の提出順とする。
- ⑦ 企画提案書の内容に変更がなければ、企画提案書を抜粋した資料やサンプル画面を投影しての説明も可とする。ただし、説明時には企画提案書の何ページに記載されている事項かわかるように説明すること。
- ⑧ パワーポイント等を使用する場合の必要な機材はすべて、提案事業者で用意すること。本市は、スクリーン、プロジェクターおよび電源のみ用意する。プレゼンテーションは、本事業に携わる管理者又は担当者が行うものとし、出席者は担当者を含め 3 名以内とする。

(3) 審査基準

企画提案書及び見積書に沿って評価

項目	詳細	配点	視点
1. 基本的事項 (20 点)	1-1.事業運営に関する考え方 (様式第 4 号)	10	○応募の動機（理由）や運営に関する考え方が、施設の設置目的と委託事業の内容、受託団体公募の趣旨等を理解したものとなっているか。
	1-2. リスクマネジメント (様式第 4 号)	10	○個人情報漏洩防止策及び個人情報漏洩事故への対応が示されているか。 ○苦情対応、事故及び災害等の緊急事態発生時などの危機管理体制が確立されているか。

2. 実施体制・実績 (25点)	2-1.実施体制 (様式第4号、様式第5号)	15	○実施体制に無理がないか。 ○配置予定人員の業務経歴、活動歴等が、設置目的や委託事業の内容に照らし、適切であるか。
	2-2.実績 (様式第3号、様式第5号)	10	○類似する業務の実績があるか。
3. 企画提案内容 (40点)	3-1.市民公益活動を推進するための事業の企画・実施業務(様式第4号)	20	○仕様書の2-(5)-①「市民公益活動を推進するための事業の企画・実施業務」に提示している内容を満たしているか。 ○市民公益活動団体の活動のPRや活性化、ネットワークづくりに有効で具体的な実施内容が示されているか。 ○相談対応や講座の開催、ITサポート対応に関して、効果的な取組みの提案が盛り込まれているか。 ○市内の市民公益活動や助成金等に関する情報の収集及び提供、SNS等を活用した情報発信に関して、効果的な提案が盛り込まれているか。
	3-2.団体間の協働・連携を推進するためのコーディネーター業務(様式第4号)	10	○仕様書の2-(5)-②「団体間の協働・連携を推進するためのコーディネーター業務」に提示している内容を満たしているか。 ○団体と行政や、団体相互の協働の推進に関し、具体的な実施内容が示されているか。 ○企業や事業者の行うCSRに関連することについて、具体的な実施予定内容を提示しているか。
	3-3.地域自治組織や地縁型組織の活動を推進するための事業の企画・実施業務(様式第4号)	10	○仕様書の2-(5)-③「地域自治組織や地縁型組織の活動を推進するための事業の企画・実施業務」に提示している内容を満たしているか。 ○地域自治組織や地縁型組織の活動を推進するための事業に関し、具体的な実施内容が示されているか。
4. 見積書(15点)	4-1.コスト (様式第7号)	15	○見積価格
合計(100点)		100	

※公募開始日から過去3年以内の処分歴がある場合は、処分等の終期から公募日までの経過期間及び処分等の期間の長さに応じて、合計点の概ね5%から10%を減点します。

#### (4) 審査結果の通知と公表

- ① 審査結果は、全ての参加資格を確認した提案者に対して文書で通知するが、審査経過については公表しない。
- ② 受託候補者(最優秀提案者、次点提案者)となった提案者にはその旨と点数を、その他の提案者には選外になった旨と点数を記載する。
- ③ 審査結果の通知は、令和4年(2022年)11月上旬を予定。
- ④ 審査結果の通知後、市のホームページにおいて結果公表を行う。公表内容は次のとおり。

- ・最優秀提案者の名称、採点結果の合計点及び提案額
- ・最優秀提案者の選定理由
- ・全提案者の名称、採点結果の合計点(提案者と採点結果の対応関係は記載しない。)

※応募が2者であった場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しない。

## 1.2 提案者の失格

以下のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案内容に虚偽の記載を行った場合
- (2) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合(提出書類の追加や分割提出も認められません。)
- (4) 企画提案書受領から契約締結日の間に、豊中市から指名停止措置を受けたもの
- (5) プレゼンテーション審査に欠席した場合
- (6) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (7) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (8) 見積金額が提案上限額を超えた場合
- (9) 見積金額が0円だった場合
- (10) 他の提案者と応募提案の内容について相談を行ったとき
- (11) 選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき
- (12) その他、募集要項の内容に違反した場合
- (13) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

## 1.3 契約の締結

- (1) 契約交渉は、最優秀提案者で行い、交渉が合意に至った後、企画提案書の提案内容を基に、豊中市と業務内容等を協議の上、業務委託仕様書を確定し、その提案者と随意

契約を締結する。なお、当該提案者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点の提案者と契約交渉を開始する。

- (2) 交渉の際、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載の上、代表者印（必須）を押印した見積書（紙）を提出すること。
- (3) 本業務の受託者は契約保証金の納付または履行保証保険契約の締結を行うこととする。  
＜契約保証金の納付をする場合＞  
契約金額の 100 分の 5 に相当する額以上を豊中市に納めること。  
＜履行保証保険の契約をする場合＞  
契約金額の 100 分の 5 に相当する額以上を保証金額として、保険会社との間に豊中市を被保険者とする履行保証保険契約を締結すること。
- (4) 契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、損害賠償を求めることがある。
- (5) 令和 5 年度以降の継続については、受託候補者と協議の上、決定する。

#### 1 4 留意事項

- (1) 本企画提案に係る費用は、豊中市は一切負担しない。
- (2) 審査部会の構成員、参加者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。また、異議申し立ては認めない。
- (3) 受託候補者が、「3 参加資格」で記載された資格を失った場合又は「12 提案者の失格」により失格となった場合は、次点獲得者を受託候補者とする可能性がある。
- (4) 企画提案書等の作成にあたっては、著作権等第三者の権利に対する侵害のないよう十分留意すること。もし、これらの問題が生じても、豊中市は一切の責任を負わない。
- (5) 「豊中市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 19 号）」を遵守するとともに、「豊中市情報セキュリティポリシー」に準じて業務を遂行すること。
- (6) 提案参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届（様式第 8 号）を文書で豊中市長あてに提出すること。  
なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。
- (7) 企画提案書類の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。また、企画提案書類等は、豊中市情報公開条例（平成 13 年豊中市条例第 28 号）に定めるところにより、公開される場合がある。

#### 1 5 事務局(提出先)

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市 市民協働部 コミュニティ政策課 担当：清水・開発

T E L : 06-6858-3670 F A X : 06-6846-6003 E-mail : npo@city.toyonaka.osaka.jp